

一般社団法人 三重県歯科技工士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県歯科技工士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本歯科技工士会及び三重県内の地区歯科技工士会（以下「地区歯科技工士会」という。）との連携のもと、歯科技工に関する知識及び技術の進歩発達を図るとともに、歯科技工の質の確保及び向上に係る事業等を推進し、もって歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与する調査研究に関する事業
- (2) 歯科技工の知識及び技術の普及啓発に関する事業
- (3) 歯科技工士の教育研修及び徳性の向上に関する事業
- (4) 歯科技工を業とする施設等（以下、「歯科技工所等」という。）における、安全で質の高い構造設備等整備の推進及び品質管理等の向上に関する事業
- (5) 歯科技工所等における労働安全衛生及び運営管理並びに教育機関との連携に関する事業
- (6) 学術論文等への助成・表彰等に関する事業
- (7) その他、この法人の目的に必要な事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業等を行う。

3 前2項の事業は、三重県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 資格者会員

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に規定する歯科技工士の免許を有する者のうち、この法人の目的及び事業に賛同し入会した個人で、かつ、地区歯科技工士会及び日本歯科技工士会の会員であるもの。

(2) 事業所等会員

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に規定する歯科技工を主なる業とする法人及び個人立歯科技工所。

2 前項の資格者会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定める入会金、会費及び分担金を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的及び事業に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、その旨及び理由の概要を当該会員、当該会員の所属する地区歯科技工士会及び日本歯科技工士会に通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総資格者会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 資格者会員において、日本歯科技工士会又は地区歯科技工士会の会員資格を喪失したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての資格者会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法の社員総会とする。

（权限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 入会金、会費及び分担金の額

- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びにその支給基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総資格者会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する資格者会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その総会において、出席した資格者会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、資格者会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、過半数の資格者会員が出席し、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した資格者会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総資格者会員の半数以上であって、総資格者会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない資格者会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の資格者会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その資格者会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は資格者会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき資格者会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第15条第1項の理事会において定めるものとする。

(報告の省略)

第21条 理事が資格者会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき資格者会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、理事3名以上10名以内、監事2名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その職務を執行する。

2 会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

3 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事が、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設

置することができる。

- 2 委員会の委員は、資格者会員及び学識経験者の中から、理事会において選任する。
- 3 委員の任期は、第 27 条（役員の任期）を準用する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事 務 局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

第 12 章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の法人法上の代表理事は会長 大西清支、業務執行理事は片岡 均、入口清久、速水 豪、近藤錦司、丸山隆司、野中計宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款変更は、2018 年 5 月 27 日から施行する。